

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2 0 2 1 年) 1 2 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

町田市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2015年11月2日
- 2 事故発生場所 町田市民病院
- 3 事故の概要 被害者は、2015年11月1日（日曜日）に、右腕橈尺骨幹部の骨折の傷害を負い、他市の病院にて、右両前腕骨骨折の診断を受け、上腕から手までの後方シーネ固定処置を受けた。

被害者宅から町田市民病院が近いことから、被害者の希望により、町田市民病院への紹介となった。

2015年11月2日（月曜日）、町田市民病院での診察の結果、即入院とし、同日16時30分に右前腕骨幹部骨接合手術を施行した。

2015年11月4日（水曜日）に町田市民病院を退院とし、外来での経過観察、及びリハビリを開始することにした。

その後、外来でのリハビリを1か月行うも、右手背屈困難、手指拘縮によるしびれや感覚障害等を総合的に判断し、フォルクマン拘縮と診断した。専門医による治療が必要と判断し、専門医がいる他院を紹介した。

他院では、屈筋腱群前進術、神経剥離術の手術が施行され、リハビリなどの治療が行われたが、結果として、右手関節・手指の機能障害及び神経障害の後遺症が残存することになった。

- 4 事故の種類別 医療事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 50,000,000円